

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準の一部改正について

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和8年1月26日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準の条文の整備を行うため本案を提出します。

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市民の教育、文化及びスポーツ等の向上又は振興を図る目的で開催される各種の事業について、一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が後援名義の使用を許可する場合の基準、手続等に関し必要な事項を定める。

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行う。

- (1) 国、愛知県若しくは一宮市が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が相当と認められる事業

ア 市内の教育関係団体

イ 報道機関（新聞社又は放送局）

ウ 国、愛知県又は一宮市が補助等をしている団体

- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が相当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しない。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

(申請)

第3条 後援名義の使用を申請する者は、実施する日の2か月前までに一宮市教育委員会後援名義使用許可申請書（様式1）を教育委員会の主管課長へ提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(許可等)

第4条 主管課長は、第2条の許可基準に従い審査を行い、教育部総務課長の合議を経て、教育長（一宮市専決規程（昭和45年一宮市規程第1号）別表第1第1号第5項の後援にあつては、教育部長（その相当職を含む。）。次項及び第6条において同じ。）の決裁を受ける。ただし、当該申請が第2条第

- 1 項第7号に該当する場合は、教育委員会の会議において審議する。
- 2 主管課長は、教育長の決裁又は教育委員会の審議の結果、適当と認めるときは後援名義使用許可通知書（様式2）により、不適当と認めるときは後援名義使用不許可通知書（様式第3）により、それぞれ申請者に対して通知する。
- 3 主管課長及び教育委員会は、前項の規定により許可を行うときは、必要な条件を付すことができる。
- 4 第1項の規定により決裁した事業については、教育委員会に報告しなければならない。

（変更）

第5条 前条の後援名義使用許可通知書の交付を受けた者（以下「被決定者」という。）は、事業内容等に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

- 2 前項の変更の内容が、第2条各項の許可基準等に関連する場合は、主管課長は改めて審査をしなければならない。

（個人情報の取扱い）

第6条 被決定者は、当該事業実施にあたり取得した個人情報を他に漏らし、又は営利・非営利を問わず、当該事業以外で使用してはならない。当該事業が終了した後も、同様とする。

（安全配慮等）

第7条 被決定者は、当該事業実施にあたり参加者の安全に配慮しなければならない。また、参加者が怪我をしたときは、その状況に応じて適切な措置を講じなければならない。

（許可の取消し）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、被決定者に対し、その許可を取り消すことができる。

- (1) 被決定者が前条の規定による届出をしないとき。
- (2) 第2条第1項各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (3) 第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が被決定者に後援名義の使用をそのまま認めることが不適当であると認めるとき。

（報告）

第9条 被決定者は、後援された事業を実施し、又は中止したときは、速やかに事業実施（中止）報告書（様式第4）を主管課長に提出しなければならない。

付 則

この基準は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成29年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和8年1月27日から施行する。

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準 新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この基準は、市民の教育、<u>芸術文化、スポーツ等の</u>振興を図る目的で開催される各種の事業について、一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が後援名義の使用を許可する場合の基準、手続等に関し必要な事項を定める。</p> <p>(許可基準)</p> <p>第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行う。</p> <p>(1) <u>国又は地方公共団体</u>が主催し、又は後援する事業</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>国、地方公共団体</u>が補助等をしている団体</p> <p>(6) ～ (7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(申請)</p> <p>第3条 後援名義の使用を申請する場合は、実施する日の2か月前までに一宮市教育委員会後援名義使用許可申請書（様式1）<u>又は申請者、事業名、日時、場所及び要項（事業内容、参加対象、人員等）を明記した書類（以下「申請書等」という。）</u>を教育委員会の主管課長へ提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この基準は、市民の教育、<u>文化及びスポーツ等の向上又は振興</u>を図る目的で開催される各種の事業について、一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が後援名義の使用を許可する場合の基準、手続等に関し必要な事項を定める。</p> <p>(許可基準)</p> <p>第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行う。</p> <p>(1) <u>国、愛知県若しくは一宮市</u>が主催し、又は後援する事業</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>国、愛知県又は一宮市</u>が補助等をしている団体</p> <p>(6) ～ (7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(申請)</p> <p>第3条 後援名義の使用を申請する者<u>は</u>、実施する日の2か月前までに一宮市教育委員会後援名義使用許可申請書（様式1）<u>を</u>教育委員会の主管課長へ提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p>

(承認と通知)

第4条 主管課長は、第2条の許可基準に従い審査を行い、教育部総務課長の合議を経て、教育長（一宮市専決規程（昭和45年一宮市規程第1号）別表第1第1号第5項の後援にあつては、教育部部長（その相当職を含む。）。次項及び第6条において同じ。）の決裁を受ける。ただし、当該申請が第2条第1項第7号に該当する場合は、教育委員会の会議において審議する。

2 （略）

3 主管課長及び教育委員会は、前項の規定により承認を行うときは、必要な条件を付すことができる。

(新設)

(変更)

第5条 前条の後援名義使用許可通知書の交付を受けた者（以下「後援決定者」という。）は、事業内容等に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

2 （略）

(新設)

(新設)

(許可等)

第4条 主管課長は、第2条の許可基準に従い審査を行い、教育部総務課長の合議を経て、教育長（一宮市専決規程（昭和45年一宮市規程第1号）別表第1第1号第5項の後援にあつては、教育部長（その相当職を含む。）。次項及び第6条において同じ。）の決裁を受ける。ただし、当該申請が第2条第1項第7号に該当する場合は、教育委員会の会議において審議する。

2 （略）

3 主管課長及び教育委員会は、前項の規定により許可を行うときは、必要な条件を付すことができる。

4 第1項の規定により決裁した事業については、教育委員会に報告しなければならない。

(変更)

第5条 前条の後援名義使用許可通知書の交付を受けた者（以下「被決定者」という。）は、事業内容等に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

2 （略）

(個人情報取扱い)

第6条 被決定者は、当該事業実施にあたり取得した個人情報を他に漏らし、又は営利・非営利を問わず、当該事業以外で使用してはならない。当該事業が終了した後も、同様とする。

(安全配慮等)

(許可の取消し)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援決定者に対し、その許可を取り消すことができる。

- (1) 後援決定者が前条の規定による届出をしないとき。
- (2) ～ (3) (略)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が後援決定者に後援名義の使用をそのまま認めることが不適當であると認めるとき。

(報告)

第7条 後援決定者は、後援された行事を実施し、又は中止したときは、速やかに事業実施(中止)報告書(様式第4)を主管課長に提出しなければならない。

(新設)

第7条 被決定者は、当該事業実施にあたり参加者の安全に配慮しなければならない。また、参加者が怪我をしたときは、その状況に応じて適切な措置を講じなければならない。

(許可の取消し)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、被決定者に対し、その許可を取り消すことができる。

- (1) 被決定者が前条の規定による届出をしないとき。
- (2) ～ (3) (略)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が被決定者に後援名義の使用をそのまま認めることが不適當であると認めるとき。

(報告)

第9条 被決定者は、後援された事業を実施し、又は中止したときは、速やかに事業実施(中止)報告書(様式第4)を主管課長に提出しなければならない。

付 則

この基準は、令和8年1月27日から施行する。

第1号議案

シン学校プロジェクト第1期前期対象校（小学校3校）の基本計画について

シン学校プロジェクト第1期前期対象校（小学校3校）の基本計画について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和8年1月26日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

シン学校プロジェクト第1期前期対象校（小学校3校）の基本計画を決定するため、本案を提出します。

令和8年度全国学力・学習状況調査の参加について

全国学力・学習状況調査の参加について、別紙「令和8年度 全国学力・学習状況調査に関する実施要領」を添えて教育委員会の審議に付します。

令和8年1月26日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

一宮市立小中学校の令和8年度全国学力・学習状況調査の参加について、教育委員会の議決を求めるため、本案を提出します。

令和8年度全国学力・学習状況調査

調査の主体

文部科学省

調査の方法

別紙「令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」による

本体調査（悉皆調査）

調査の実施日

中学校英語以外 2026年4月23日（木）

中学校英語「聞くこと」「読むこと」「書くこと」

2026年4月20日（月）～23日（木）のいずれか1日

中学校英語「話すこと」

【当日実施期間】2026年4月24日（金）、27日（月）のいずれか1日

※文部科学省において、500校程度を当日実施校に選定

【期間内実施】2026年4月28日（火）～5月29日（金）のいずれか1日

※当日実施校以外の学校については、期間内で分散して実施

児童質問調査 2026年4月24日（金）～5月8日（金）のいずれか1日

生徒質問調査 2026年4月20日（月）～23日（木）のいずれか1日

※中学校英語「聞くこと」「読むこと」「書くこと」と同日実施

調査の対象者

小学校 42校 6年生全員

中学校 19校 3年生全員

調査教科

小学校 国語・算数

中学校 国語・数学・英語

令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和7年12月5日
文部科学省

1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2. 調査の名称

令和8年度全国学力・学習状況調査

3. 調査の対象等

(1) 調査の対象

国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字、拡大文字、ルビ振り問題の使用、代理解答、別室の設定、及び英語「話すこと」調査におけるスクリプト表示問題などの配慮を可能とする。

ただし、特別支援学校及び小・中学校等の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、以下のア又はイの事由がある児童生徒は当該事由に係る教科について、ウの事由がある生徒は英語「聞くこと」及び「話すこと」について、原則として調査の対象としない。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている場合

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている場合

ウ 右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上であって、英語「聞くこと」及び「話すこと」の調査の実施が難しいと判断される場合

(3) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題の使用などの配慮を可能とする。また、国語、算数・数学又は英語の時間に日本語指導のための取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。

4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。

(イ) 国語及び算数・数学は、冊子を用いた筆記方式（以下「PBT」（= Paper Based Testing）という。）で実施する。英語は、生徒が活用するICT端末等を用いた、文部科学省CBTシステムによるオンライン方式（以下「CBT」（= Computer Based Testing）という。）で実施する。ただし、3.（2）の点字問題については、冊子を用いることを基本とするが、英語「話すこと」の解答についてはCBTで実施する。

(ウ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等

② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(エ) 出題形式について、記述式の問題を一定割合で出題する。英語「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式とする。

(オ) 英語の出題には、学力の状況や変化を正確に把握することを主目的とする非公開問題を含む。

イ 質問調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問調査」という。）を、児童生徒が活用するICT端末等を用いてCBTで実施する。ただし、3.（2）の点字問題については、冊子を用いることを基本とする。

(2) 学校質問調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問調査（以下「学校質問調査」という。）をオンラインによる回答方式で実施する。

5. 調査実施日等

(1) 調査時間及び調査実施日

ア 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

(ア) 小学校調査

- ① 国語及び算数に係る調査時間は、それぞれ45分とする。調査実施日は、令和8年4月23日木曜日とする。
- ② 児童質問調査の調査実施日は、令和8年4月24日金曜日から同年5月8日金曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

(イ) 中学校調査

- ① 国語及び数学に係る調査時間は、それぞれ50分とする。調査実施日は、令和8年4月23日木曜日とする。
- ② 英語（「話すこと」を除く。）及び生徒質問調査に係る調査時間は、英語「聞くこと」（20分程度）及び生徒質問調査で合わせて50分程度、英語「読むこと」及び「書くこと」で合わせて50分程度とする。調査実施日は、令和8年4月20日月曜日から同月23日木曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。また、不測の事態によりその間に実施できなかった学校は、同月24日金曜日（以下「予備日」という。）に実施する。学校の判断により、当該調査実施日又は予備日に英語（「話すこと」を除く。）のみを実施し、生徒質問調査を（2）イの後日実施期間に実施することも可能とする。
- ③ 英語「話すこと」に係る調査時間は、20分程度とする。調査実施日は、文部科学省が指定する中学校（500校程度。以下「当日実施校」という。）については、令和8年4月24日金曜日又は同月27日月曜日のうち文部科学省が指定する日とする。当日実施校以外の中学校（以下「期間内実施校」という。）については、同月28日火曜日から同年5月29日金曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

イ 学校質問調査

令和8年4月1日水曜日から同月17日金曜日までの間で各学校が希望する日とする。

(2) 児童生徒に対する調査に係る後日実施

ア （1）アのそれぞれの調査実施日や当日実施期間（予備日を含む。）に実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により実施できなかった児童生徒については、各教育委員会及び学校等の判断により、後日実施期間に調査を実施することができる。

イ 後日実施期間は、国語、算数・数学については、令和8年4月24日金曜日から同月30日木曜日まで、英語（「話すこと」を除く。）については、同月27日月曜日から同年5月1日金曜日まで、児童質問調査については、（1）ア（ア）②の調査実施日の翌日から同年5月8日金曜日まで、生徒質問調査については、同年4月27日月曜日から同年5月8日金曜日まで（5月4日月曜日から同月8日金曜日は英語

（「話すこと」を除く。）とは別日に実施する場合のみ）とする。

（3）児童生徒に対する調査に係る実施場所

ア 国語及び算数・数学については、学校での実施を原則とする。

イ 英語（「話すこと」を除く。）及び児童生徒質問調査については、（1）アのそれぞれの調査実施日（予備日を含む。）にあつては、学校での実施とし、（2）イの後日実施期間にあつては、学校外での実施も可能とする。

ウ 英語「話すこと」については、当日実施校にあつては、学校での実施とし、期間内実施校にあつては、学校外での実施も可能とする。

（4）集計の対象及び解答内容・回答内容の取扱い

文部科学省が調査結果を示すにあつては、以下の取扱いとする。

ア 教科に関する調査のうち、国語、算数・数学及び英語（「話すこと」を除く。）については、（1）アのそれぞれの調査実施日（予備日も含む。）に実施された調査の結果を全国値及び都道府県等別の集計の対象とする。

イ 英語「話すこと」については、当日実施校の結果を全国値の集計の対象とし、都道府県等別の集計は行わない。

ウ 国語、算数・数学及び英語（「話すこと」を除く。）で（1）アのそれぞれの調査実施日（予備日も含む。）及び（2）イの後日実施期間に実施された調査の結果、並びに英語「話すこと」の当日実施校及び期間内実施校の結果については、いずれも採点及び調査結果の提供の対象とする。

エ 児童生徒質問調査については、（1）アのそれぞれの調査実施日（予備日を含む。）及び（2）イの後日実施期間に実施された調査の結果を全国値及び都道府県等別集計の対象とする。

（5）調査問題等の公表

文部科学省は、（1）アのそれぞれの調査実施日又は予備日の夕刻を目途として、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する（英語の非公開問題に関するものを除く）。

（6）調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

6. 調査の実施体制等

（1）調査の参加主体と実施系統（調査の実施系統図は別紙3）

ア 調査は、文部科学省が、イで定める調査の参加主体の協力を得て実施する。

イ 調査の参加主体は学校の設置管理者（都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等）（以下単に「設置管理者」という。）とする。

ウ 設置管理者は、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなど

により調査に当たる。その際、設置管理者における調査責任者及び担当者等を指名するとともに、適切に実施体制を整備すること。

エ 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。その際、学校における担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

オ 都道府県教育委員会は、ウに定めるほか、域内の市区町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。

カ 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

(2) 調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和8年3月頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、本調査を通じて、学習指導要領の理念が浸透し学力の状況に反映されているか等を把握・分析するとともに、児童生徒の学習の改善に関する取組や、指導方法や教員配置等の改善に向けた教育施策の充実へとつなげることができるよう、以下のとおり、調査結果を示して公表するとともに、各教育委員会及び学校等に対して、調査結果等を提供する。調査結果の示し方に関しては、CBTやIRT（項目反応理論をいう。以下同じ。）の意義を最大限反映させ、児童生徒一人一人の学力・学習状況が細やかに分かる結果の示し方となるようにする。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、公立学校に係る調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア PBTで実施する教科に関する調査の結果

(ア) 各教科に係る問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 市区町村教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ CBTで実施する教科に関する調査の結果

- (ア) 各教科に係る問題の全体のIRTスコア等
- (イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科のIRTスコア等の分布等が分かるグラフ
 - ① 都道府県教育委員会
 - ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
 - ③ 指定都市教育委員会
 - ④ 市区町村教育委員会
 - ⑤ 学校
 - ⑥ 生徒

- (ウ) 各教科の公開問題の設問ごとの正答率等
- (エ) 各教科の公開問題の設問ごとの解答類型別生徒数の割合

ウ 児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果

- (ア) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況
- (イ) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率、IRTスコア等との相関関係の分析

エ その他調査の目的の達成に資する分析

(2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を文部科学省ホームページに公表する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙4）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記7.（1）ア（ア）及び（ウ）から（エ）、イ（ア）及び（ウ）から（エ）、並びにウで示した結果。

- (ア) 国全体（国・公・私立学校全体の状況及び国・公・私立学校別の状況）
- (イ) 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- (ウ) 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- (エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- (オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ 上記7.（2）ア（イ）から（エ）までの区分についての、以下の（ア）から（エ）までの分析資料。なお、本資料は、各都道府県・指定都市を単位とする各教科に係る問題全体の平均正答率・スコアの散らばりに関する解釈も含め、当該公表を通じて調査結果を正確かつ効果的に示し、各都道府県・指定都市ごとの状況を多面的に解釈することを目的としている。

- (ア) 分布や習熟度を目配りした統計表やグラフ
- (イ) 学力や質問調査結果の状況を示す散布図
- (ウ) 教科の傾向や児童生徒質問の領域別の特徴を把握するための結果チャート
- (エ) 都道府県・指定都市別結果等を文章で説明するノート

ウ 教科に関する調査の解答状況及び質問調査の回答状況（一般に公開された場合

に、個人、学校及び設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

エ その他調査の目的の達成に資する分析

（3）調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校等に対して、以下の調査結果を提供する。

（ア）都道府県教育委員会

- ① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ② 域内の市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③ 域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④ 域内の市区町村教育委員会ごとに、当該市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤ 域内の市区町村教育委員会ごとに、当該市区町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

（イ）市区町村教育委員会

- ① 当該市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ② 当該市区町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

（ウ）学校

- ① 当該学校全体の状況
- ② 各学級の状況
- ③ 各児童生徒の状況
- ④ 各児童生徒に関する個人票

（エ）その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

（4）調査結果等の公表及び提供時期

ア 文部科学省は、児童生徒の学びへの還元を最優先に、学校への結果返却時期を設定するとともに、学校への返却内容を同時期に教育委員会にも提供する。

イ 国による結果公表は、複数回に分けて実施し、全国データに基づく分析結果をより効果的に発信するとともに、各都道府県・指定都市の主体的な分析期間を確保できるスケジュールで都道府県・指定都市別データを公表する。

（5）調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

（ア）各教育委員会及び学校等において、調査結果の分析やこれを活用して教育及び

教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備した上で、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

(イ) 各学校において、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの学習指導等の改善に向けて取り組むこと。

(ウ) 各教育委員会において、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援や、優れた取組を行っている学校等の事例や調査結果の分析・検証手法の周知を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

(エ) 文部科学省において、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこと。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めること。

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。

(ア) 文部科学省において、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒ごとに各教科の解答状況及び児童生徒質問調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校ごとに各教科の平均正答数等、児童生徒質問調査の回答割合及び学校質問調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用すること。

(イ) 各教育委員会及び学校等が、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、その提供を受けることを希望する関係機関、その貸与を受けることを希望し、またはその貸与を通じて分析に係る研究を委託する研究機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供又は貸与すること。

(ウ) 各教育委員会及び学校等が、主体的にそれぞれの状況に応じた調査結果の分析・活用に取り組むことができるよう、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）等の法令を踏まえつつ、各学校の設置管理者の適切な判断の上、分析を行えるツール等の活用や、他の調査結果と連携させた分析等に取り組むこと。

(エ) 各学校において、個人情報保護法等の法令を踏まえつつ、各学校の設置管理者の適切な判断の上、例えば、児童が進学する学校に保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じたうえで、小学校調査の結果を送付するなど、調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むこと。

(6) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、各教育委員会及び学校等が調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、各教育委員会及び学校等が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

ア 各教育委員会及び学校等による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市区町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市区町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市区町村名又は当該市区町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表(市区町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。)を行うことは可能であること。

なお、個々の市区町村名又は学校名が明らかとならない方法(例えば、教育事務所単位の状況の公表等)で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市区町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
 - ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (イ) 市区町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。
- ① 当該市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
 - ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
 - ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- (エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切な

ものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、文部科学省から公表される分析結果や、国立教育政策研究所で示す学習指導の改善・充実方策も参考として、調査結果について多面的に分析を行い、その分析結果を併せて公表するなど、調査結果を多面的に解釈することができる示し方となるよう工夫すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市区町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、それぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

8. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 設置管理者においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 文部科学省は、調査実施に当たっての設置管理者及び学校等からの問合せ等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

9. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施等

- ア 各教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。
- イ 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- ウ 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

(2) 英語の調査問題の取扱い

英語の調査が複数の調査日に分散して実施されることや、英語の調査問題には、4. (1) ア(オ)及び5. (5) のとおり非公開問題が含まれている。将来にわたって学力の推移を正確に把握していくために非公開問題の一部が翌年度以降の調査において使用されることを踏まえ、各教育委員会及び学校等においては、調査終了後に問題の内容が拡散されることのないよう留意し、調査マニュアルを遵守すること。

(3) 個人情報の保護等

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、各設置管理者及び各学校等から児童生徒の識別番号の情報を取得して調査結果等と照合する等によって、個々の児童生徒を識別することは行わないこととする。
- ウ 各教育委員会及び学校等は、調査の実施や調査結果の活用等に当たって、児童生徒の個人情報を取り扱う際には、個人情報保護法等に基づき、適切に取り扱うこと。特に、調査結果の活用には、児童生徒を本人とする個人情報を含む教育データについて、「教育データの利活用に係る留意事項」（文部科学省）も踏まえ、適切に取り扱うこと。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、各教育委員会及び学校等の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

- ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として

取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語、算数：それぞれ1単位時間相当

(イ) 中学校調査

国語、数学：それぞれ1単位時間相当

英語：2単位時間相当

イ 児童生徒質問調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

令和8年度全国学力・学習状況調査の時間割のモデル

○実施予定日

教科に関する調査（中学校英語以外）

4月23日（木）（調査実施日）

教科に関する調査（中学校英語）

「聞くこと」「読むこと」「書くこと」

【当日実施期間】4月20日（月）～23日（木）

【予備日】4月24日（金）

「話すこと」

【当日実施期間】4月24日（金）、27日（月）

【期間内実施】4月28日（火）～5月29日（金）（学校外での実施も可能）

児童生徒質問に関する調査

【当日実施期間】4月24日（金）～5月8日（金）（児童質問調査）

4月20日（月）～23日（木）（生徒質問調査）

【予備日】4月24日（金）（生徒質問調査）

○後日実施期間

教科に関する調査（中学校英語以外）

4月24日（金）～30日（木）

教科に関する調査（中学校英語）

「読むこと」「書くこと」「聞くこと」

4月27日（月）～5月1日（金）（学校外での実施も可能）

児童生徒質問に関する調査

調査実施日翌日～5月8日（金）（児童質問調査）（学校外での実施も可能）

4月27日（月）～5月8日（金）（生徒質問調査）（学校外での実施も可能）

1. 小学校

A. 当日実施をする学校

○調査実施日（4月23日）

1時限目	2時限目
国語 (45分)	算数 (45分)

○児童質問調査の実施日（4月24日～5月8日のうち事前に学校ごとに調整された1日）

任意の時間
児童質問調査 (20分程度)

B. 後日実施をする学校

（注）調査の実施日に、調査を実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により調査を実施できなかった児童については、従来から教育委員会や学校等の判断により、後日実施期間に調査を実施することを可能としている。この場合の教科調査の結果は、全体の集計からは除外されるが、採点の上、教育委員会・学校に提供することとしている。

Aの当日実施の日程で一部又は全ての調査（国語、算数、児童質問調査）を実施できなかった学校・児童は、実施できなかった調査のうち、国語と算数を4月24日～4月30日に行うことができ

る。児童質問調査については、事前に学校ごとに調整された調査実施日の翌日から5月8日に行うことができ、自宅、院内学級等の分教室、教育支援センター等の学校外での実施をより柔軟に取り扱うことが可能となる。

(国語、算数)

日程	A (4月23日)	B (4月24日～4月30日)
問題セット	紙冊子 (1種類)	
実施場所	原則として学校で実施	

(児童質問調査)

日程	A (4月24日～5月8日)	B (調査実施日翌日～5月8日)
実施場所	原則として学校で実施	学校外 (自宅等) での実施も可

2. 中学校 (英語「話すこと」以外)

A. 4月20日～22日、24日に英語、生徒質問調査を実施する学校

○英語「読むこと」「書くこと」「聞くこと」、生徒質問調査の実施日

(4月20日～22日のうち事前に学校ごとに調整された1日の午前又は午後)

任意の2時間	
英語「読むこと」 「書くこと」 (50分程度)	英語「聞くこと」 生徒質問調査 (50分程度)

※中学校英語「聞くこと」調査では、文部科学省から配布するヘッドセットを使用いただくか、学校で保有するイヤホンや生徒個人が普段授業等で利用している使い慣れたイヤホンを使用いただくことも可能。前述の時間割モデルは、ヘッドセット・イヤホンを調査対象生徒全員分保有している場合の例であり、ヘッドセット・イヤホンの保有数に応じて、2グループ以上に分ける等して実施すること。

※ネットワーク環境等の理由により、学年全体で同じ時間に調査を実施するのが困難な場合は、例えば、学級ごとに分散して実施することが考えられる。その場合、クラスごとに休憩時間をずらして設定するなど、先に調査を実施した生徒が後から実施する生徒と接触しないようにするための配慮を、各学校で適切に行うこと。

○調査実施日 (4月23日)

1時限目	2時限目
国語 (50分)	数学 (50分)

B. 4月23日 (調査実施日) に全ての調査を実施する学校

○調査実施日 (4月23日)

1時限目	2時限目	3時限目	4時限目
国語 (50分)	数学 (50分)	英語「読むこと」 「書くこと」 (50分程度)	英語「聞くこと」 生徒質問調査 (50分程度)

又は

1時限目	2時限目	・・・	5時限目	6時限目
国語 (50分)	数学 (50分)	・・・	英語「読むこと」 「書くこと」 (50分程度)	英語「聞くこと」 生徒質問調査 (50分程度)

※ネットワーク環境等の不安がある、「聞くこと」の調査にかかるヘッドセット・イヤホンの交換等のための所要時間に不安があるなどの理由で、学年全体で上記の時間割で実施することが難しい場合は、極力Aの日程のうち、4月20日～22日で調査を実施すること。

C. 4月24日以降に実施する学校・生徒（注）

（注）調査の実施日（予備日も含む）に、調査を実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により調査を実施できなかった生徒については、従来から教育委員会や学校等の判断により、後日実施期間に調査を実施することを可能としている。この場合の教科調査の結果は、全体の集計からは除外されるが、採点の上、教育委員会・学校に提供することとしている。

A又はBの日程で一部又は全ての調査（国語、数学、英語、生徒質問調査）を実施できなかった学校・生徒は、実施できなかった調査のうち、国語と数学を4月24日以降に、CBTで行う英語と生徒質問調査を4月27日以降に行うことができる。このうち、英語と生徒質問調査については、自宅、院内学級等の分教室、教育支援センター等の学校外での実施をより柔軟に取り扱うことを可能とする。

（国語、数学）

日程	A・B（4月23日）	C（4月24日～4月30日）
問題セット	紙冊子（1種類）	
実施場所	原則として学校で実施	

（英語「読むこと」「書くこと」「聞くこと」、生徒質問調査）

日程	A（4月20～22日、24日） B（4月23日）	C ・英語「読むこと」「書くこと」「聞くこと」（4月27日～5月1日） ・生徒質問調査（4月27日～5月8日）
問題セット	公開問題、非公開問題で構成	公開問題のみで構成
実施場所	原則として学校で実施	学校外（自宅等）での実施も可

3. 中学校（英語「話すこと」）

○当日実施校（4月24日、27日）

文科省指定日
英語「話すこと」 (20分程度)

○期間内実施校（4月28日～5月29日）

文科省指定日
英語「話すこと」 (20分程度)

- ※1 中学校英語（CBT）「聞くこと」は問題プログラムの冒頭で音声の確認を行い、「話すこと」は問題プログラムの冒頭で音声と録音の確認を行う。
- ※2 中学校英語「話すこと」の「当日実施校」（24日、27日実施）は、文部科学省において500校程度を選定する。それ以外の「期間内実施校」について、実施希望日調査を行い、期間内で日程分散して実施する。
- ※3 中学校英語「話すこと」調査では、音声データをアップロードする形で調査を実施する。
- ※4 中学校英語「話すこと」については、解答が終わり次第、手動で次のページに進む方式とする。
- ※5 中学校英語「話すこと」調査では、文部科学省から配布するヘッドセットを使用して実施するとともに、近くの生徒の解答が聞こえたり、端末に他の生徒の解答が録音されたりしないよう、出来る限り分散して着席させる。
- ※6 期間内実施においては、自宅、院内学級等の分教室、教育支援センター等の学校外での実施をより柔軟に取り扱うことを可能とする。

調査の実施に関するスケジュール (予定)

	文部科学省等 (※1)	都道府県等 (※2)	設置管理者	学校
R7年 12月	実施要領の通知	実施要領の受領 ・周知	実施要領の受領 ・周知	実施要領の受領 ・周知
	調査参加の意向 照会・実施要領 の遵守確認	調査参加の意向 ・実施要領の遵 守を回答	調査参加の意向 ・実施要領の遵 守を回答	
R8年 3月頃	調査マニュアル の作成・配布	調査マニュアルの受領・周知		
4～ 5月頃	調査に関する 資材等の配送			調査に関する資 材等の受領・保 管
	<ul style="list-style-type: none"> ・教科に関する調査 (国語、算数・数学) 令和8年4月23日 (木) (調査実施日) に実施 ・教科に関する調査 (英語3技能)、生徒質問調査 令和8年4月20日 (月)～23日 (木) のいずれか1日 で実施 ・教科に関する調査 (英語「話すこと」) 令和8年4月24日 (金)～5月29日 (金) のいずれか1日 で実施 ・児童質問調査 令和8年4月24日 (金)～5月8日 (金) のいずれか1日 で実施 			
	調査に関する 資材等の回収			調査に関する 資材等の回収
夏～ 秋頃	調査結果の提供	調査結果の受領	調査結果の受領	調査結果の受領
	調査報告書の 作成・提供	調査報告書の受領		

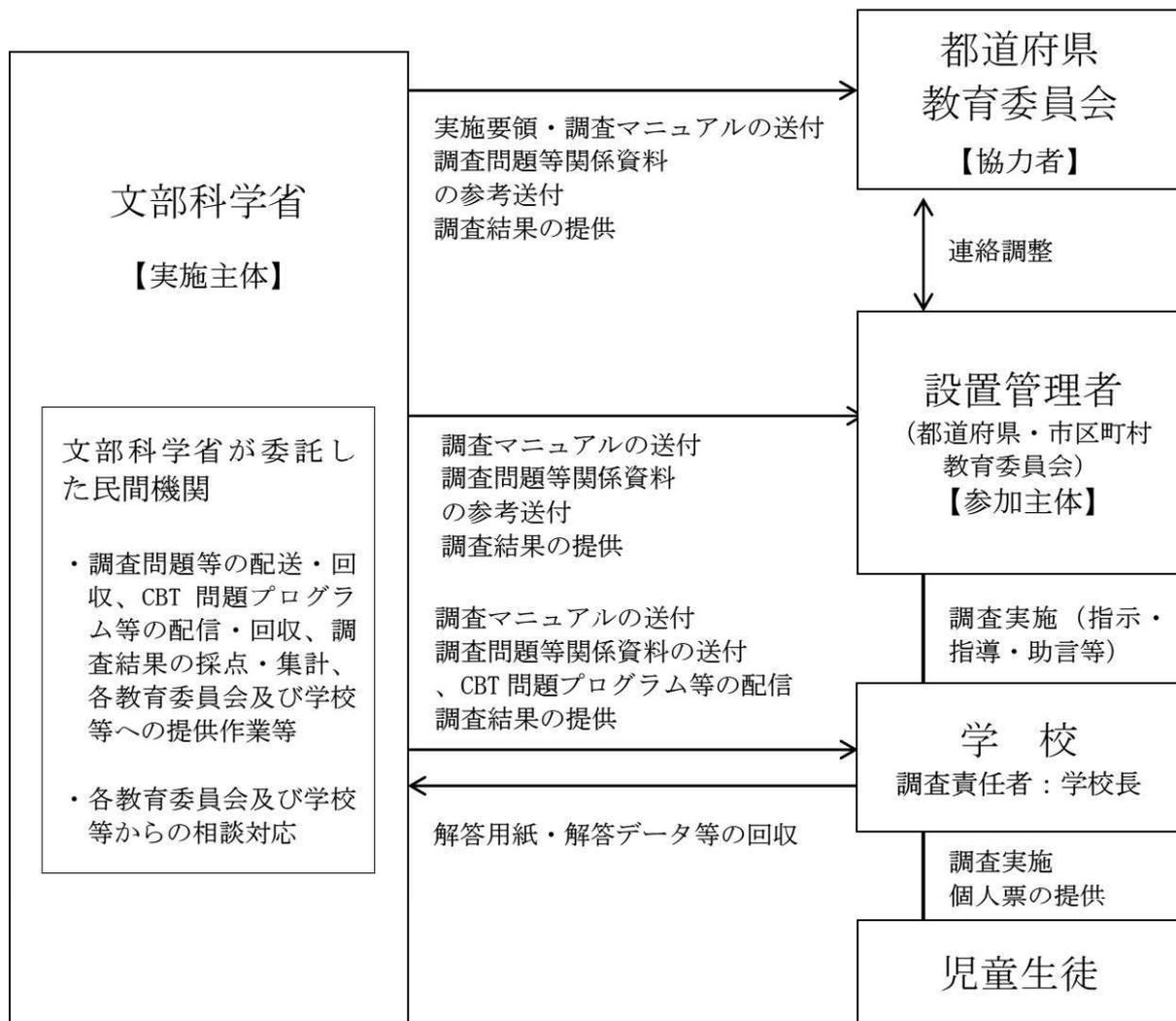
※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

調査の実施系統図

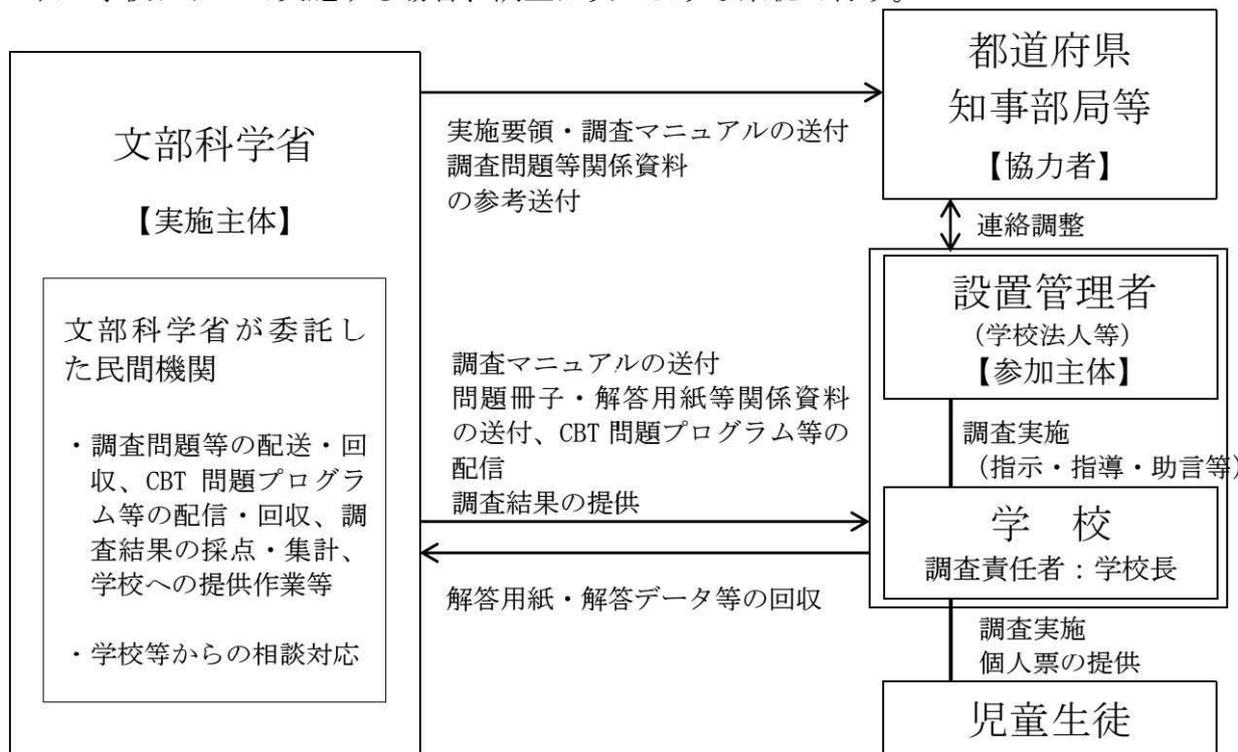
【①都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



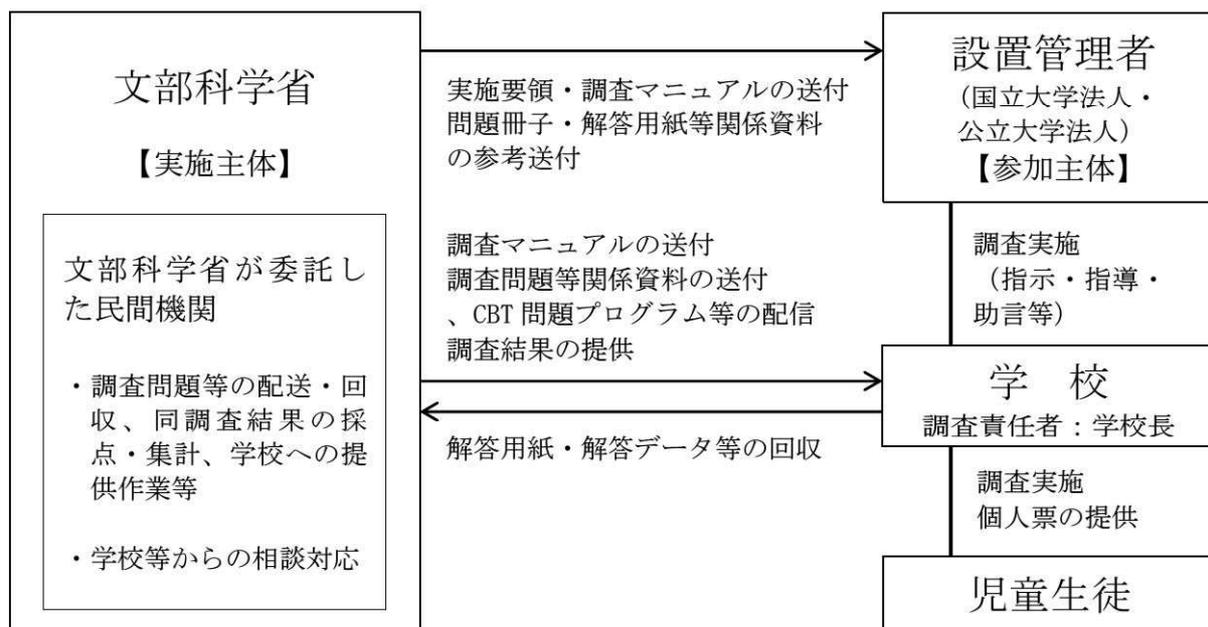
【②私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



【③国立大学附属学校、公立大学附属学校】

国立大学附属学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



文部科学省における調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分					
		7.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学 校全体の状況 又は国・公・私 立学校別の状 況)	7.(2)ア(イ) 都道府県ご と (都道府県教育 委員会及び市 区町村教育委 員会が設置管 理する学校全 体の状況)	7.(2)ア(ウ) 都道府県 (指定都市 を除く。)ご と (都道府県教育 委員会及び市 区町村教育委 員会が設置管 理する学校全 体の状況)	7.(2)ア(エ) 指定都市ご と (指定都市教育 委員会が設置 管理する学校 全体の状況)	7.(2)ア(オ) 地域の規模 等に応じた まとまりごと (市区町村教育 委員会が設置 管理する学校 全体の状況)※ 1	
調査 結果 の 内 容	7.(1)ア(ア)及びイ(ア) ・各教科の平均正答数、平均正 答率、IRT スコア、中央値、標準 偏差等	○	○	○	○	○	
	7.(1)ア(イ) 及びイ(イ) ・右の欄のそ れぞれを単 位とした平均 正答数等の 分布等が分 かるグラフ	①都道府県教育 委員会	○	-	-	-	-
		②都道府県教育 委員会(指定 都市を除く。)	○	-	-	-	-
		③指定都市教育 委員会	○	-	-	-	-
		④市区町村教育 委員会	○	-	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○	○
	7.(1)ア(ウ)及び(エ)並びにイ (ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型 別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-	
7.(1)ウ(ア) ・児童生徒質問調査及び学校質 問調査の回答状況	○	○	○	○	-		
7.(1)ウ(イ) ・児童生徒質問調査及び学校質 問調査の回答状況と教科に関 する調査の正答率等との相関関 係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-		

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京 23 区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと、都道府県(指定都市を除く。)ごと、指定都市ごとの児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。

令和8年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて

令和8年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和8年1月26日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

令和8年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて、教育委員会の議決を求めるため、本案を提出します。

令和8年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて

1 一宮市の基本的な考え方

国の示している「令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」に基づいて取扱う。

2 一宮市における結果の公表

一宮市における公立小中学校の学校別の調査結果、市全体の調査結果の数値による公表をしない。

令和7年度

全国学力・学習状況調査について 一宮市全体の状況

◆ 調査実施日

2025年4月17日（木）

◆ 調査実施者数

調査学年	参加学校数	参加人数
小学校6年生	42校	3,119人
中学校3年生	19校	3,107人

◆ 調査の内容

【教科に関する調査（国語、算数・数学、理科）】

出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- （1）身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- （2）知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

調査問題では、上記（1）と（2）を一体的に問うこととする。

【生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査】

児童生徒に関する調査	学校に対する調査
・学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査	・指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する調査

◆ 教科に関する調査の結果

【小学校6年生の状況】

国語	全国平均正答率と同程度の状況です。
	<ul style="list-style-type: none"> ・『話すこと・聞くこと』の内容において、「目的や意図に応じて、日常生活の中から話題を決め、伝え合う内容を検討することができること」に課題があります。 ・『読むこと』の内容においては、「目的に応じて、文章と図表などを結び付けるなどして必要な情報を見付けたり、論の進め方について考えたりすること」に課題があります。
算数	全国平均正答率と比べ、やや高い状況です。
	<ul style="list-style-type: none"> ・『数と計算』の領域において、「数直線上で、1の目盛りに着目し、分数を単位分数の幾つ分として捉えることができること」に課題があります。 ・『変化と関係』の領域において、「日常の事象における数量の関係に着目し、図や式などを用いて、ある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係との比べ方を考察し、それを日常生活に生かすこと」に課題があります。
理科	全国平均正答率と同程度の状況です。
	<ul style="list-style-type: none"> ・『「生命」を柱とする領域』において、「植物の育ち方について追究する中で、植物の発芽、成長及び結実とそれらに関わる条件についての予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現すること」に課題があります。

【中学校3年生の状況】

国語	全国平均正答率と同程度の状況です。
	<ul style="list-style-type: none"> ・『書くこと』の内容において、「根拠を明確にしなが、自分の考えが伝わる文章になるように工夫すること」に課題があります。 ・『読むこと』の内容において、「文章の構成や展開、表現の効果について、根拠を明確にして考えること」に課題があります。
数学	全国平均正答率と比べ、高い状況です。
	<ul style="list-style-type: none"> ・『関数』、『データの活用』の領域において、全国平均正答率を大きく上回っています。 ・『図形』の領域において、「三角形や平行四辺形の基本的な性質などを具体的な場面で活用すること」に課題があります。
理科	全国平均正答率と比べ、高い状況です。
	<ul style="list-style-type: none"> ・『「地球」を柱とする領域』において、「大地の変化について、時間的・空間的な見方を働かせて、土地の様子とボーリング調査の結果を関連付けて、地層の広がりを検討して表現できること」に課題があります。

◆ 生活習慣や学習環境に関する質問紙調査（児童生徒に対する調査）の結果

【小学校6年生の状況】

肯定的な回答が全国値に比較して多い項目	肯定的な回答が全国値に比較して少ない項目
<ul style="list-style-type: none"> ・読書は好きですか。 ・5年生までの学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を活用することについて、楽しみながら学習を進めることができますか。 ・あなたは自分がインターネットを使って情報を収集する（検索する、調べるなど）ことができると思いますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分には、よいところがあると思いますか。 ・先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか。

【中学校3年生の状況】

肯定的な回答が全国値に比較して多い項目	肯定的な回答が全国値に比較して少ない項目
<ul style="list-style-type: none"> ・読書は好きですか。 ・新聞は読んでいますか。 ・あなたは自分がインターネットを使って情報を収集する（検索する、調べるなど）ことができると思いますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動を取り組んでいますか。 ・先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか。

◆ 調査結果を受けての取り組み

教育委員会の取り組み	学校の取り組み例
<ul style="list-style-type: none"> ・各学校に、全国学力・学習状況調査の結果を分析させ、自校の強みと弱みを把握させる。強みは生かし、弱みを克服するための対策を練らせる。 ・「報告書」「授業アイデア例」などを活用した授業改善の方法について研修する。 ・教師の指導力向上を図る専門委員会で、授業改善を目指した研修会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自校の課題解決に向けた研修の実施 ・基礎基本の定着 ・学習活動の工夫 <ol style="list-style-type: none"> ①さまざまな形の情報（文章・図・グラフ等）を読み取り、目的に応じて整理する取組 ②読み取った（聞き取った）ことを基に、自分の考えを表現する場の設定 ③自分の考えを生かし、深めるための言語活動の充実 ・授業の振り返りの充実 ・授業前後の小テストや校内漢字・計算コンクールの実施 など